

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	①健康情報管理システム(予防接種情報管理) ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【個人情報の照会】 ・153の項 【個人情報の提供】 ・153及び154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市役所 市民部 市民総務室 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 予防接種担当 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所内) 電話番号:06-4860-6151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いのため、以下のとおり個人情報保護に関する安全管理措置を講じている。 ・個人情報保護に関する規定、体制を整備している。 ・毎年、研修計画を作成の上、職員に対して個人情報保護に関する研修を実施している。(eラーニングを含む) ・研修未受講者に対しては、研修受講の促しや、個別研修の受講機会を設ける等の措置を講じている。 ・必要に応じて、集合教育を実施している。 ・毎年、所属内のシステム担当者に対し、教育を実施している。 ・特定個人情報保護評価書の記載事項と運用実態のチェックを行い、特定個人情報の適正な取扱いが行われているかの確認作業を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二第115項の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二第115項の2	事後	
令和4年10月21日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康医療部 保健センター ②センター長	①健康医療部 地域保健課 ②総括参事	事後	
令和4年10月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所：〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号（吹田市立総合福祉会館3階） 電話番号：06-6339-1212	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 住所：〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号（吹田市保健所内） 電話番号：06-4860-6151	事後	
令和6年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務	・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び同法別表第一第93項の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	・番号法第9条第1項別表126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二第115項の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【個人情報の照会】 ・153の項 【個人情報の提供】 ・153及び154の項	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	総括参事	地域保健課長	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所内) 電話番号: 06-4860-6151	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 予防接種担当 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 電話番号: 06-4860-6151	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和6年12月16日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和6年12月16日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		(以下の内容を追記) 十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		(以下の内容を追記) ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 9. 監査 監査の実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 ※○を追記 []外部監査	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		(以下の内容を追記) 9) 従業者に対する教育・啓発	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		(以下の内容を追記) 十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		(以下の内容を追記) 特定個人情報の適正な取扱いのため、以下のとおり個人情報保護に関する安全管理措置を講じている。 ・個人情報保護に関する規定、体制を整備している。 ・毎年、研修計画を作成の上、職員に対して個人情報保護に関する研修を実施している。(eラーニングを含む) ・研修未受講者に対しては、研修受講の促しや、個別研修の受講機会を設ける等の措置を講じている。 ・必要に応じて、集合教育を実施している。 ・毎年、所属内のシステム担当者に対し、教育を実施している。 ・特定個人情報保護評価書の記載事項と運用実態のチェックを行い、特定個人情報の適正な取扱いが行われているかの確認作業を実施している。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外